

第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

65歳以上の人の介護保険料は、高齢者数や介護保険サービスにかかる費用の総額を見込み、3年に一度見直しを行い、世帯の市民税課税状況や本人の前年の所得に応じて、段階別に振り分けを行ったうえで保険料を定めています。

令和5年度の保険料は下表のとおりです。室蘭市の介護保険料は全道平均よりも低い金額に設定されています。

保険料段階	年間保険料(※1)	保険料段階の条件	
		世帯の市民税課税状況	所得やその他の条件
第1段階	15,900円	全員非課税	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・合計所得金額(※2)+課税年金収入額(※3)が年間80万円以下
第2段階	26,500円		・合計所得金額(※2)+課税年金収入額(※3)が年間80万円超～120万円以下
第3段階	37,100円		・上記以外の世帯全員非課税者
第4段階	47,700円	課税者あり (本人非課税)	・合計所得金額(※2)+課税年金収入額(※3)が年間80万円以下
第5段階	53,000円 (基準額)		・上記以外の本人非課税者
第6段階	63,600円	本人課税	・合計所得が120万円未満
第7段階	68,900円		・合計所得が120万円以上210万円未満
第8段階	79,500円		・合計所得が210万円以上320万円未満
第9段階	92,700円		・合計所得が320万円以上500万円未満
第10段階	106,000円		・合計所得が500万円以上700万円未満
第11段階	116,600円		・合計所得が700万円以上1,000万円未満
第12段階	132,500円		・合計所得が1,000万円以上

※1 年額が同じ人でも、月別納付額が異なる場合があります。

※2 合計所得より、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除」と「公的年金などに係る雑所得」を引いた額です。

※3 課税年金収入額とは、遺族・障害年金等の非課税年金以外の年金収入額です。

第2号被保険者(40～64歳までの人)の保険料

加入している医療保険(国民健康保険・健康保険組合など)ごとに保険料が決められており、医療保険の保険料と合わせて納めます。

○職場の健康保険などの加入者…給料に応じて異なり、給料から天引きとなります。詳しくは加入されている医療保険者にお問い合わせください。

○国民健康保険の加入者…保険料の額は40歳～64歳までの人の所得や世帯人数などによって決まります。詳しくは「国保だより」をご覧ください。

介護保険料の財源

○保険給付費などにかかる費用のうち、国、北海道、室蘭市が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担することになります。

介護保険料の財源の内訳

40～64歳の方の保険料

65歳以上の方の保険料

27%

23%

50%

公費(税金)
国、北海道、
室蘭市が
負担